

### 3 法人課税

#### 1 税制上の基準額の点検・見直し

##### (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (大綱 P. 86、P. 100)

対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満(現行:30万円未満)に引き上げられ、対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人を超える法人を除外した上で、適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

##### 改正概要

【適用期限: 令和10年度末まで】

※赤字が改正箇所

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計300万円まで

- 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等(※)は300名以下が対象。
- 適用対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるもの)の用に供した資産を除く。

(出典: 経済産業関係 令和8年度税制改正について(概要))

#### 2 「強い経済」の実現に向けた対応

##### (1) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 (大綱 P. 86)

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大膽な設備投資を促進する税制(建物を含む即時償却や税額控除7%等)が創設されます。

##### 改正概要

対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産等に必要な設備等(機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア)</li> <li>投資下限額: 35億円以上(中小企業者等については5億円以上)※投資計画期間中の総額</li> <li>ROI水準: 15%以上</li> </ul>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>即時償却または税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%)</li> <li>⇒控除上限: 法人税額の20%</li> <li>事業環境の急激な変化による影響への対応(繰越税額控除)</li> <li>⇒予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除(3年間)が可能。</li> </ul>
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象

(出典: 経済産業関係 令和8年度税制改正について(概要))

##### (2) 重点産業技術試験研究費の額に係る税額控除制度の創設 (大綱 P. 88)

①「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化が必要となるため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置が講じられます。

##### 改正概要

「戦略技術領域型」の創設	事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その試験研究費の40%を法人税額から控除
--------------	---------------------------------------------------------

「大学拠点等強化類型」の創設	上記のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の50%を法人税額から控除
----------------	------------------------------------------------------------------

②「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する控除上限は法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越（研究開発を増やした年に利用可）を措置することとされます。

適用期日等：令和10年度末まで（令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用）

### （3）一般試験研究費の額に係る税額控除制度（大綱 P. 90）

①令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の税額控除率を次のとおり見直し、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

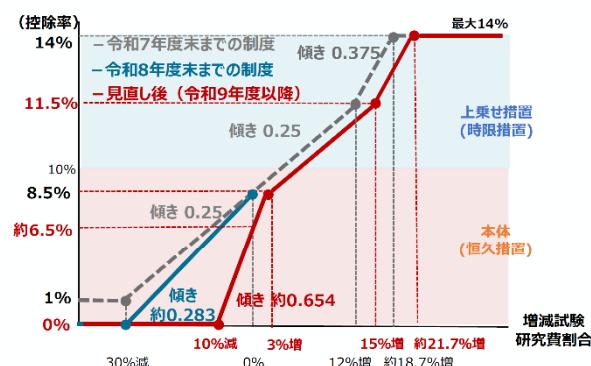
イ 増減試験研究費割合が3%以下の場合	8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 13分の8.5
ロ 増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合	8.5% + (増減試験研究費割合 - 3%) × 0.25
ハ 増減試験研究費割合が15%超である場合	11.5% + (増減試験研究費割合 - 15%) × 0.375

②増減試験研究費割合が4%を超える場合又は増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る場合の控除税額の上限の特例について、令和9年4月1日以後に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が7%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス1%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例とした上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

③試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

### 改正概要

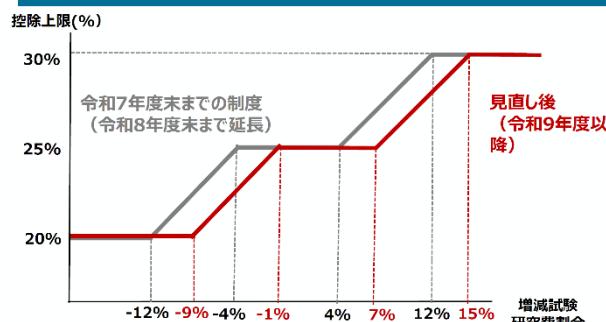
#### ①控除率の見直し



##### 【時限措置の延長】

- (1)控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**
- (2)試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

#### ②控除上限の見直し



#### ③海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度：100分の70 令和9年度：100分の60 令和10年度：100分の50

（出典：経済産業関係 令和8年度税制改正について（概要））

### （4）中小企業技術基盤強化税制（大綱 P. 91）

①増減試験研究費割合が12%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

③控除限度超過額については、3年間の繰越しができることとされます。

繰越税額控除制度は、繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合に限り、適用できることとされます。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できることとされます。

### (5) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度 (大綱 P. 94)

①全法人向けの措置は、令和8年3月31日をもって廃止されます。

②常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限(令和9年3月31日)の到来をもって廃止することとし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われます。

- |   |                                                                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 原則の税額控除率(10%)が適用できる場合を、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上(現行:3%以上)である場合とする。                                            |
| ロ | 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合に税額控除率に15%を加算する措置を、その増加割合が5%以上である場合に税額控除率に5%(その増加割合が6%以上である場合には、15%)を加算する措置とする。 |
| ハ | 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止する。                                                                                                       |

③中小企業向けの措置における教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

#### 改正概要

##### 改正後

中堅企業 ※1	継続雇用者 <sup>※3</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	プラチナくるみん o r えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%		
	+6%	25%		

##### 改正前

	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+ 3 %	10%	+ 10 %	5% 上乗せ	プラチナくるみん o r えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ
	+ 4 %	25%				

中小企業 ※2	全雇用者 <sup>※4</sup> 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+ 1.5 %	15%	くるみん o r えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+ 2.5 %	30%		

	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+ 1.5 %	15%	+ 5 %	10% 上乗せ	くるみん o r えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ
	+ 2.5 %	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能<sup>※6</sup>。

※1 従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。)が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※2 中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

(出典: 経済産業関係 令和8年度税制改正について(概要))

### (6) 大企業につき研究開発税制等の生産性の向上に関する税額控除の規定(特定税額控除規定)を適用できないこととする措置(大綱 P. 95)

次の見直しを行った上、その適用期限が令和11年3月31日まで延長されます。

①特定税額控除規定に、研究開発税制のうち重点産業技術試験研究費の額に係る措置(上記(2)の措置)(繰越税額控除制度を除きます。)が加えられます。

②継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次の見直しが行われます。

- |   |                                                                                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|
| イ | 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること(現行:継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること)とする。 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------|

□ 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合における要件の上乗せ措置について、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上(現行:1%以上)であることをとする。

③次の制度について、継続雇用者給与等支給額に係る要件及び国内設備投資額に係る要件のいずれにも該当しないこととの要件を、継続雇用者給与等支給額に係る要件又は国内設備投資額に係る要件のいずれかに該当しないこととの要件とすることとされます。

イ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の税額控除制度  
ロ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における税額控除制度

**制度概要** 【適用期限: 令和10年度末まで】※赤字: 令和8年度税制改正における変更点

**資本金1億円超の法人** (資本金が1億円以下でも過去3年度の平均所得が15億円超である法人も含む) であつて、

- ・研究開発税制については下記の①～③の全て
- ・**地域未来投資促進税制及びカーボンニュートラル投資促進税制**については下記の①及び(②又は③)を満たすものは租税特別措置の不適用措置の対象。

①**所得金額** : 対前年度比で増加

②**継続雇用者の給与等支給額** :

・大企業(下記以外の場合) : 対前年度増加率 **1%未満**

・前年度が黒字の大企業(資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超) :

対前年度増加率 **2%未満**

③**国内設備投資額** :

・大企業(下記以外の場合) : 当期の減価償却費の3割以下

・前年度が黒字の大企業(資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上、又は、従業員数2,000人超) :

当期の減価償却費の4割以下

### 【対象となる租税特別措置】

研究開発税制(重点産業技術試験研究費に係る措置を含む)、地域未来投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制(戦略分野国内生産促進税制及び**大胆な投資促進税制**については、各税制内に同様の規定を措置)

※対象は上記税制の税額控除措置。ただし**大胆な投資促進税制**については即時償却措置も対象

(出典: 経済産業省 令和8年度税制改正について(概要))

### ③ その他の租税特別措置等

#### (1) 中小企業投資促進税制における工具の取得価額要件 (大綱 P. 108)

「1台又は1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」との要件を「1台又は1基の取得価額が40万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」とされます。

#### (2) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)における工具及び器具備品の取得価額要件 (大綱 P. 108)

工具及び器具備品の取得価額要件が40万円以上(現行:30万円以上)に引き上げられます。

#### (3) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例 (大綱 P. 110)

対象の見直しを行った上、その適用期限が令和11年3月31日まで3年(一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えのうち港湾の作業船については、令和10年3月31日まで)延長されます。